

証券コード 3909
2025年3月7日

株主各位

東京都港区六本木一丁目9番9号
株式会社ショーケース
代表取締役社長 平野井 順一

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第29期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、アクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.showcase-tv.com/ir/stock/stock_info/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知/株主総会資料欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=show>

当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月21日（金曜日）午後7時までに議決権行使いただくようお願い申し上げます。

郵送又はインターネットによる議決権行使については4頁以降をご確認ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月24日（月曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)

招集ご通知

2. 場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C

3. 目的事項 報告事項

1. 第29期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	子会社株式の譲渡契約承認の件

以上

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「主要な事業内容」

「主要な営業所」

「従業員の状況」

「主要な借入先」

「その他企業集団の現況に関する重要な事項」

「会社の新株予約権等に関する事項」

「社外役員に関する事項」

「会計監査人に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

「監查報告」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日は、本株主総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくために経営戦略説明会の開催を予定しております。

1. 事前のご質問の受付について

株主の皆様からの、第29期定時株主総会への事前のご質問を、ウェブサイトにてお受け付けいたします。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、第29期定時株主総会で取り上げさせていただく場合がございます。

株主総会で取り上げることができなかつたご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

受付締切：2025年3月21日（金曜日）午後7時まで

事前質問登録フォームURL：

<https://form.omotenashi-suite.com/15/entry-form?formId=3f9f438f-629e-4992-b954-a0109025e02d>

QRコード：



※こちらの事前質問フォームは、当社サービスの「おもてなしSuite」を使用して作成したものです。

操作方法：

①ページにアクセスし、【株主番号 9桁】を半角英数字でご入力の上、質問事項を1枠300文字以内でご記載ください。

※300文字を超えて入力するとエラーが表示されます。

※ご質問は1枠につき1つにてお願ひいたします。

②ご質問の入力が終わりましたら、「確認画面へ」を選択してください。

③内容を確認し、「送信」を選択してください。

④送信完了画面が表示されたら、事前質問の登録は完了となります。

そのままブラウザ・タブを閉じていただいて構いません。

2. 議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



郵送によるご行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年3月21日（金曜日）午後7時必着



「スマート行使」によるご行使

議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2025年3月21日（金曜日）午後7時まで



インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2025年3月21日（金曜日）午後7時まで

当日ご出席される場合



株主総会への出席

当日、議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2025年3月24日（月曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

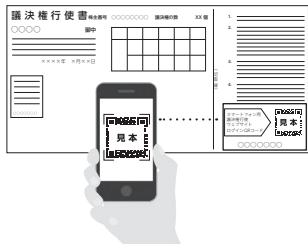
※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

「スマート行使」によるご行使

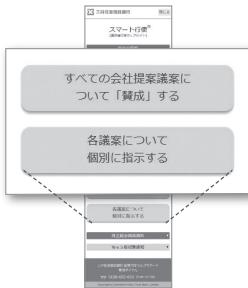
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意の上、アクセスをお願いいたします。

パソコン等によるご行使

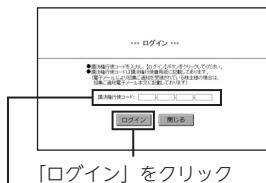
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



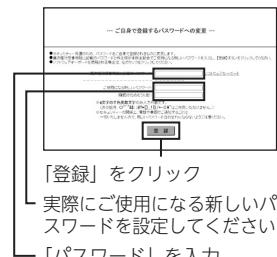
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「ログイン」をクリック
「議決権行使コード」
を入力

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「パスワード」を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

* 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

* インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向の下、緩やかな回復の動きが見られました。一方で、物価上昇に伴う原価高騰、不安定な為替相場や米国大統領選挙による政策転換の可能性等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループでは、「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」をコアバリューに据え、「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」をコンセプトに事業を推進しています。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大以降、リモートワーク等の働き方改革、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という）、不正口座利用問題によるオンライン本人確認（eKYC等）やマイナンバーカードを利用した公的個人認証サービス、多要素認証（MFA：Multi-Factor Authentication）ニーズ等を受け、非対面取引に関する市場が急拡大しております。

当社グループが事業展開する主要マーケットの1つである、国内デジタルマーケティング市場は、2020～2025年にCAGR（年平均成長率）7.2%の6,102億円（※1）と高い成長率が見込まれます。また、国内DX市場規模は、2030年には8兆350億円に拡大する見通しである一方（※2）、DXに「既に取り組んでいる」と回答した中小企業は2024年時点ですわずか18.5%であり（※3）、中小企業を中心としたDXには大きな伸びしろがあると考えております。

また、2023年に広く認知されたChatGPTをはじめとする大規模言語モデル（LLM：Large Language Model）により、AI関連市場が大きく変化を遂げております。LLMを活用した対話AIサービスは2027年度までに市場規模は約6,905億円に成長する見通しであり（※4）、現在も業界やサービスを問わず、その連携領域を広げています。

今後も、これらの成長市場に対して、当社グループの培ったユーザビリティの高い技術を活用し、社会の”不”を解消する価値の高いサービスを積極的に提供してまいります。

なお、連結子会社は投資関連事業を行う株式会社Showcase Capitalと情報通信関連事業を行うReYuu Japan株式会社（東証スタンダード：9425 以下、「ReYuu社」という。）の2社となります。

- ※1 IDC 国内デジタルマーケティング関連サービス市場 セグメント別／産業分野別予測、2020～2025年より
- ※2 富士キメラ総研『2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編』より
- ※3 独立行政法人 中小企業基盤整備機構『中小企業のDX推進に関する調査（2024年）』より
- ※4 株式会社シード・プランニング『2023年版 対話AIビジネスの現状と将来展望～ChatGPT・GPT-4を含む大規模言語モデル（LLM）がもたらす新市場～』より

当連結会計年度における売上高は情報通信関連事業の伸長により増収となり、営業損失においても情報通信関連事業の赤字幅縮小により改善いたしました。親会社株主に帰属する当期純損失は2024年11月14日に開示した「減損損失の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、DXクラウド事業に係る固定資産（ソフトウェア）の減損損失が影響し、赤字幅が拡大する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,211,422千円（前期比9.3%増）、営業損失は165,842千円（前期は営業損失285,557千円）、経常損失は243,821千円（前期は経常損失298,419千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は742,757千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失117,980千円）となりました。

<DXクラウド事業>

DXクラウド事業は、企業のWebサイト分析・解析支援を行う「NaviCastシリーズ」 「ProTechシリーズ」 「おもてなしSuiteシリーズ」 のSaaS事業と、DX支援開発を行うクラウドインテグレーション事業で構成されております。

NaviCastシリーズについて、当社の基盤サービスであるEFOツール「FormAssist」は、入力フォーム最適化市場：ベンダー別売上金額シェアで10年連続（2014～2023年度予測）No.1を獲得しました（※5）。NaviCastシリーズは売上高前期比3.2%増を達成し、MRRの成長にも貢献いたしました。

※5 ITR「ITR Market View：メール／Web／SNSマーケティング市場2024」入力フォーム最適化市場規模推移および予測（2014年～2023年度予測・売上金額）

ProTechシリーズについて、オンライン本人確認/eKYCサービス「ProTech ID Checker（プロテック アイディー チェッカー）」の利用企業はメガバンクをはじめとする金融機関、中古品買取事業者等の古物商、法律事務所、レンタルショップ、通信キャリア、シェアリングエコノミー関連、マッチングアプリ、暗号資産取引サービス、Web3.0関連サービスなど多岐に亘っており、累計の導入社数は250社を突破いたしました。特に、携帯電話や電話転送サービスの契約時においては非対面の本人確認手法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、対面ではマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付けるという犯罪対策閣僚会議（※6）への対応として、通信キャリアへの運転免許証やマイナンバーカードなどのICチップを活用した本人確認の導入も進んでおります。また、7月にはあらゆる書類の読み取りが可能な「ProTech AI-OCR」をリリースしており、順調に販売を拡大しております。ProTechシリーズは売上高前期比33.3%増を達成しており、更に多くの”不”を解消できるように、推進してまいります。

※6 令和6年6月18日 犯罪対策閣僚会議『国民を詐欺から守るための総合対策』より

おもてなしSuiteシリーズについて、「kintone」連携機能強化のため、提供元であるサイボウズ株式会社（東証プライム：4776）との取り組みを進めてまいりました。2024年10月にはショーケースLLM Labsによりkintoneでの業務をサポートするAIアシスタント機能「Associate AI Hub for kintone」が追加されました。kintoneの連携機能を活用し自治体等からの受注を行ったほか、日々の業務のDXを実装する様々な案件を通じて課題解決を行いましたが、前期比で減収となりました。

SaaS事業全体としては提供開始から時間が経過したサービスが影響しアカウント数が低下傾向であるものの、ARPA（1アカウントあたりの利用金額）は増加傾向となっております。

クラウドインテグレーション事業では、当連結会計年度においては、これまでに受注したサービスの運用費用としてストック収益は堅調に積み上がり、新規案件の創出についても順調に進んだものの、受注までのリードタイムが想定より長期化し、前期比で減収・減益となりました。

以上の結果、DXクラウド事業全体における売上高は1,156,943千円（前期比7.8%減）、セグメント利益（営業利益）は343,635千円（前期比30.4%減）となりました。

<広告・メディア事業>

(オウンドメディア)

主力となるスマートフォン情報メディアをはじめとして、複数のライフスタイル情報等の比較メディアを中心に、様々なSEOメディアを運用しております。当連結会計年度におきましては、一部のメディアにおいてGoogleのアルゴリズム変更の影響が続いておりましたが、7月に新たに立ち上げた「ショーケース プラス」への複数メディアの統合により、主力であるスマートフォン関連メディアを中心回復傾向にあります。毎年秋の新型iPhoneの発売シーズンに向け準備を行っておりましたが、本シーズンの売上は昨年より回復し、売上に貢献いたしました。一方で、上期に発生したGoogleのアルゴリズム変更の影響を取り返すには至らず、昨年度よりも売上・利益ともに減少する結果となりました。

(広告関連サービス)

広告関連サービスについては、従来から提供してきた運用広告関連サービスに加え、顧客のニーズに合わせたSNS広告運用サービス等の提供により、安定的に売上貢献をしております。

以上の結果、広告・メディア事業全体における売上高は330,252千円（前期比3.5%減）、セグメント利益（営業利益）は60,064千円（前期比9.3%減）となりました。

<投資関連事業>

投資関連事業を手掛ける株式会社Showcase Capitalは、スタートアップと事業会社やVC・CVCをオンラインでマッチングするプラットフォーム「SmartPitch（スマートピッチ）」等を通じて、スタートアップ・エコシステムの形成の一助となる活動に取り組んでおり、スタートアップの登録数は500社を突破いたしました。また、事業会社等の投資家側も240社以上が登録されています。更に、投資有価証券の評価益や売却益により、売上が拡大いたしました。

以上の結果、投資関連事業全体における売上高は38,667千円（前期比195.1%増）、セグメント損失（営業損失）は16,777千円（前期はセグメント損失（営業損失）43,241千円）となりました。

<情報通信関連事業>

情報通信関連事業を手掛けるReYuu社におきましては、中古スマートフォンの販売を中心としたリユース関連事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、調達力の強化を重点戦略として掲げ、当期より新設した調達専門部署を中心に調達営業活動を推進してまいりました。事業の基盤となる良質な商品の安定確保を目指し、新規調達先の開拓及び法人向けの買取提案営業に注力した結果、当期の調達量が増加するとともに、来期以降の更なる業績向上を見据えた調達網の整備が進展いたしました。一方で、一部の契約締結や調達先との調整に想定以上の時間を要したことから、営業損失の改善はしたもの、黒字への転換には至りませんでした。

国内法人向け営業戦略につきましては、販売・買取・レンタル・商品保証・キッティングを一体化した総合的な端末サービスを強みとして、既存取引先への深耕営業及び新規顧客の開拓に取り組んでまいりました。その中でもReYuu社が優位性を持つMVNO事業者チャネルにおいては、既存取引先への深耕営業により販売機種のラインナップが拡充いたしました。その他の国内取引先である通信事業者、携帯販売代理店、卸業者、小売業者、一般企業といったチャネルにつきましては、堅実に取引が拡大いたしました。

グローバルチャネルにおいては、海外ビジネスに精通した人材を積極的に活用した結果、販売と調達の両面で取引ルートの整備が進行し、取引高が増加いたしました。個人向けオンラインチャネルにおいては、メイン商材のスマートフォンやノートパソコンにとどまらず、スマートウォッチやデスクトップコンピュータ等、ReYuu社の調達ルートを活かした商品ラインナップの充実に取り組んでまいりました。また、販売促進施策の実施とお客様目線での顧客対応により、外部ECモールでの店舗評価が高まりました。

以上の結果、情報通信関連事業全体における売上高は4,732,562千円（前期比15.7%増）、セグメント損失（営業損失）は116,963千円（前期はセグメント損失（営業損失）244,624千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は304,576千円であり、主なものは市場販売目的ソフトウェアの開発等によるもの216,781千円及びレンタル資産の取得75,257千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年11月14日開催の取締役会決議により、第三者割当による新株式を発行し、2024年12月13日付で677,418千円の資金調達を行いました。

また、当社は、銀行からの借入れにより、短期借入金300,000千円（当座貸越）の資金調達を行いました。

当社の連結子会社であるReYuu社は、銀行からの借入れにより、長期借入金500,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

事業報告

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第26期	2022年度 第27期	2023年度 第28期	2024年度 (当連結会計年度) 第29期
売上高	1,594,442千円	4,631,643千円	5,683,668千円	6,211,422千円
経常利益又は 経常損失(△)	77,809千円	△541,085千円	△298,419千円	△243,821千円
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	59,756千円	△526,332千円	△117,980千円	△742,757千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	6.98円	△61.43円	△14.61円	△104.86円
総資産	2,684,288千円	4,002,856千円	3,461,127千円	3,486,185千円
純資産	2,180,285千円	2,275,678千円	1,509,958千円	1,294,889千円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、Webマーケティングツールや本人確認を行うSaaS提供企業としては勿論のこと、多様な人々のニーズに応え課題解決が可能なテクノロジーカンパニーとして、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。そのために、当社グループは、以下の8点を主な経営の課題として認識しております。

① 事業の収益拡大

当社グループは、インターネットを通じてのサービス提供や、リユーススマートフォンの売買等を主な収益基盤の事業としており、これらの事業の安定的・持続的な発展が不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善や、安定的なサービス提供及び調達環境が必須であります。これらの実現のため、既存事業においては、機能面の継続的な改善や保守管理体制の強化に加え、組織・営業体制の再構築と強化を図ることで信頼性を向上させ、顧客獲得増加を目指します。また、新規事業・新商品開発においては、業界動向の注視とクライアントの潜在需要の迅速な把握に努め、商品戦略の確立やパートナー企業との連携による新ビジネスの創出を積極的に推進します。これらの取り組みを通じて、事業規模の拡大と新たな収益源の確保を図ることで、収益基盤の拡大を行ってまいります。

② アライアンスによるシナジー創出

当社グループは、収益基盤強化のため、オンライン手続きプラットフォームサービス「おもてなしSuite」、Webマーケティングの最適化サービス「NaviCastシリーズ」やオンライン本人確認サービス「ProTechシリーズ」、その他サービスの認知度の向上を図ることが必要であり、これらの認知度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社グループとしましては、広報活動やセミナーのほか地方金融機関や自治体を対象としたマーケティングを継続して実施することにより認知度向上を目指してまいります。

③ 認知度の向上

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比べて更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。そのため、業界の動向を注視しつつ、また、クライアントの潜在需要をいち早く読み取り、商品戦略の確立や、パートナー企業との提携による新たなビジネスの創出等、新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を推進してまいります。

④ 情報セキュリティ体制の強化

当社グループは、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としております。強固なセキュリティを確保しつつ安定的なサービスを維持・継続するには、サービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。今後も引き続き、技術的セキュリティ向上のみならず、組織全体のマネジメント体制も含め、情報セキュリティ体制の継続的な改善に努めてまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社グループは、生成AIやインターネットサービス、スマートフォン等の技術革新に対して適時に対応を進めることができます。事業展開上重要な要素であると認識しております。業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手するほか、クライアントの潜在需要を自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針あります。また、グループ企業をはじめとするパートナー企業との連携強化や、アライアンスへの取り組みに注力することで、技術革新に対応できる体制強化に取り組んでまいります。

⑥ 人材の確保

当社グループが今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われます。採用市場における認知度向上により、競争力の強化を図るとともに、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑦ ガバナンス体制の強化

当社は、子会社に東証スタンダード上場のReYuu Japan株式会社を有しております。さらに、2024年12月には東証スタンダード上場のAIフュージョンキャピタルグループ株式会社が親会社となりました。こうした状況から、各社の事業運営における独立性は担保しつつも、グループ内のガバナンス強化や子会社への経営監視を十分に行うことで、株主価値向上を目的としたグループ一丸となった経営戦略の遂行に努める方針です。具体的な取り組みとして、子会社のReYuu社において、少数株主の利益を保護するため、支配株主との利益相反リスクについて適切に審議・検討することを目的として、2025年1月30日より特別委員会を設置いたしました。今後も、企業の社会的責任を果たすための取り組み

や、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築及び運用についても、一層の強化を図ってまいります。

⑧ 繼続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、複数の事業を運営している中で、情報通信関連事業において新型コロナウィルス感染症の拡大により調達難等の影響を受けたことで、2022年12月期の連結会計年度から継続して営業損失を計上し、当連結会計年度においても引き続き営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、情報通信関連事業においては、これまでの調達力強化や販売チャネル拡充の施策を通じて拡大しており、当連結会計年度においては売上高4,732,562千円（前期4,089,442千円）となりました。また、コストの大幅な低減も相まって、当連結会計年度のセグメント損失は116,963千円となり、前期の244,624千円から127,660千円の改善を実現いたしました。

一方で、資金面においては、2024年11月14日付でAIF社と資本業務提携契約を締結し、2024年12月13日付で第三者割当増資により677,418千円の払込手続きが完了しております。さらに、各金融機関と良好な取引関係を維持していることから、当面の間、十分な資金を維持することが可能と認識しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

事業報告

(4) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年12月31日現在）

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
AI フュージョンキャピタル グルーブ 株式会社	100,000千円	51.02%	資本業務提携

(注) 1. AI フュージョンキャピタルグループ株式会社は、2024年12月13日付で、当社株式4,372,000株を取得いたしました。これによりAI フュージョンキャピタルグループ株式会社は、当社の総株主等の議決権に対する割合が50%を超えるため、新たに当社の親会社となりました。

2. 当社は親会社であるAI フュージョンキャピタルグループ株式会社との間で、資本業務提携に関して合意し、2024年11月14日付で資本業務提携契約を締結しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ.当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、市場価格を勘案して、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害することはない判断しております。

ハ.取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	資本比率	主な事業内容
株式会社Showcase Capital	10,000千円	100%	投資関連事業
ReYuu Japan株式会社	50,000千円	42.39%	情報通信関連事業

(注) ReYuu Japan株式会社は2024年2月1日付で日本テレホン株式会社から商号変更しております。

事業報告

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,480,000株
(2) 発行済株式総数 10,185,600株
(3) 株主数 3,617名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A I フュージョンキャピタルグループ株式会社	4,372,000株	51.00%
森 雅弘	347,200株	4.05%
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	268,600株	3.13%
倉員 伸夫	120,000株	1.40%
鈴木 智博	102,000株	1.19%
東京短資株式会社	62,700株	0.73%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	53,300株	0.62%
野村證券株式会社	49,242株	0.57%
松本 恒雄	49,000株	0.57%
坂東 幸重	46,600株	0.54%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,612,900株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2024年12月13日付の臨時報告書でお知らせしました通り、前事業年度末において主要株主であった森雅弘氏、永田豊志氏は当事業年度末においては主要株主ではなくなりました。

(5) その他株式に関する重要な事項

2024年12月13日から2025年1月14日までを払込期間とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は1,612,900株増加しております。

事業報告

3. 会社役員に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
平野井 順一	代表取締役社長	株式会社Showcase Capital 代表取締役 ReYuu Japan株式会社 代表取締役会長
永田 豊志	代表取締役会長	合同会社T R I P L E X 代表社員 ReYuu Japan株式会社 取締役 Open Bridge Solutions SDN.BHD Managing Director
中村 浩一郎	取締役 クラウドインテグレーション事業部管掌	
矢部 芳一	取締役	株式会社インフォマート 社外監査役
中原 裕幸	取締役	株式会社FN 代表取締役社長
佐藤 香織	取締役	鳥飼総合法律事務所 パートナー 千葉大学大学院専門法務研究科 非常勤講師 一般社団法人創医会 監事 株式会社スタートライン 社外取締役 ヘルスケア＆メディカル投資法人 監督役員 株式会社仙台銘板 社外監査役 株式会社リログループ 社外取締役 (監査等委員)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
出口 晃	常勤監査役	公益社団法人日本フラワーデザイナー協会 理事
南方 美千雄	監査役	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 株式会社グローバルエナジーハーベスト 社外取締役 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役 税理士法人マーヴェリック 代表社員 エバステム株式会社 社外監査役 ビットトレード株式会社 社外監査役
東目 拓也	監査役	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー 株式会社アイダ設計 社外取締役

- (注) 1. 取締役矢部芳一氏、取締役中原裕幸氏、取締役佐藤香織氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役佐藤香織氏は弁護士資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 監査役南方美千雄氏、監査役東目拓也氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役南方美千雄氏は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役東目拓也氏は弁護士資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2024年3月22日をもって監査役小野和典氏は辞任により退任いたしました。
 6. 2024年3月22日開催の第28期定時株主総会において、出口晃氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 7. 取締役矢部芳一氏、取締役中原裕幸氏、取締役佐藤香織氏、監査役南方美千雄氏、監査役東目拓也氏につきましては、東京証券取引所に、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D & O保険）の契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するものであり、1年ごとに契約内容を見直し、契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を次のとおり決議しております。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、2024年2月14日開催の取締役会で定めた方針に沿って整合させていきますので、報酬等の内容決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の中長期的向上を動機づけるものとし、職務執行上妥当な水準を確保・維持することを基本方針としております。

取締役の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、各取締役の職位や職務執行に対する評価を総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長平野井順一氏がその具体的な内容について委任を受けるものとし、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で、各取締役の個人別の基本報酬を決定するものとしております。

この権限を代表取締役社長平野井順一に委任した理由は、会社全体の業績及び取締役の職責と担当を勘案して個人別の報酬額を決定するにあたり、当社代表取締役がもっとも適任であると判断したためであります。

二. 非金銭報酬等の額、及び算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬としての株式報酬は、譲渡制限付株式としております。株式報酬制度については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として支給するものとしております。取締役への支給時期及び配分については、業績の動向や今後の見通し等を勘案の上、合理的な金額を取締役会において決定いたします。

ホ. 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	60,800 (9,600)	60,800 (9,600)	—	—	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11,100 (6,600)	11,100 (6,600)	—	—	4 (3)
合計 (うち社外役員分)	71,900 (16,200)	71,900 (16,200)	—	—	11 (6)

(注) 取締役の報酬限度額は、2013年7月19日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議をいただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。同株主総会終結時点の取締役の員数は5名（内社外取締役0名）、監査役の員数は3名（内社外監査役3名）であります。

4. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収への対応措置」につきましては特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。

また、当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、今後の事業展開に向けた内部留保についても勘案しながら、業績を反映した水準で利益還元について検討することを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度の期末配当金につきましては、財務基盤の安定を最優先とすべきとの判断から、配当を見送る予定です。

当社グループは、早期の業績の回復に向けて全力で取り組んでまいります。また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応したサービス開発に投資してまいります。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,994,395	流動負債	1,405,408
現金及び預金	1,233,814	買掛金	33,959
売掛金	687,771	短期借入金	900,000
契約資産	20,880	1年内返済予定の長期借入金	236,012
営業投資有価証券	98,047	未払法人税等	21,102
商品	844,174	契約負債	45,425
仕掛け品	1,156	賞与引当金	3,600
その他	110,611	その他の	165,308
貸倒引当金	△2,060	固定負債	785,887
固定資産	491,789	長期借入金	722,335
有形固定資産	113,574	退職給付に係る負債	27,815
建物及び構築物	28,334	繰延税金負債	3,495
リース資産	12,936	その他の	32,241
その他の	72,303	負債合計	2,191,295
無形固定資産	224,046	(純資産の部)	
のれん	122,740	株主資本	795,597
ソフトウエア	88,132	資本金	389,047
ソフトウエア仮勘定	13,128	資本剰余金	1,938,609
その他の	45	利益剰余金	△932,061
投資その他の資産	154,168	自己株式	△599,998
投資有価証券	42,091	新株予約権	298
敷金及び保証金	111,000	非支配株主持分	498,994
その他の	10,325	純資産合計	1,294,889
貸倒引当金	△9,248	負債純資産合計	3,486,185
資産合計	3,486,185		

連結損益計算書(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,211,422
売 上 原 価	4,704,636
売 上 総 利 益	1,506,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,672,628
営 業 損 失 (△)	△165,842
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	190
受 取 配 当 金	131
補 助 金 収 入	755
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,405
そ の 他	2,003
	5,485
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	19,353
棚 卸 資 産 除 却 損	6,401
株 式 交 付 費	26,594
公 開 買 付 関 連 費 用	23,900
そ の 他	7,215
	83,464
経 常 損 失 (△)	△243,821
特 別 利 益	
受 取 賠 償 金	1,200
受 取 保 険 金	3,100
	4,300
特 別 損 失	
減 損 損 失	528,024
情 報 セ キ ュ リ テ イ 対 策 費	5,483
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	533,508
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,800
法 人 税 等 調 整 額	15,617
当 期 純 損 失 (△)	20,417
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△793,446
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△50,688
	△742,757

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	1,100,064	流 動 負 債	869,648
現 金 及 び 預 金	806,736	買 掛 金	8,283
売 掛 金	229,649	短 期 借 入 金	500,000
契 約 資 產	20,880	1年内返済予定の長期借入金	196,016
仕 掛 品	1,117	リ 一 ス 債 務	4,947
前 払 費 用	34,128	未 払 金	95,190
そ の 他	9,612	未 払 費 用	12,812
貸 倒 引 当 金	△2,060	未 払 法 人 税 等	18,592
固 定 資 產	1,271,896	前 受 金	11,857
有 形 固 定 資 產	48,590	預 金	12,257
建 物	28,334	そ の 他	9,691
工具、器具及び備品	7,319	固 定 負 債	299,551
リ 一 ス 資 產	12,936	長 期 借 入 金	285,662
無 形 固 定 資 產	101,004	リ 一 ス 債 務	10,394
ソ フ ト ウ エ ア	87,830	繰 延 税 金 負 債	3,495
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	13,128	負 債 合 計	1,169,200
そ の 他	45	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 產	1,122,301	株 主 資 本	1,202,759
投 資 有 価 証 券	2,000	資 本 金	389,047
関 係 会 社 株 式	829,290	資 本 剰 余 金	2,030,567
敷 金 及 び 保 証 金	89,935	資 本 準 備 金	339,047
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	205,264	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,691,520
そ の 他	3,289	利 益 剰 余 金	△616,856
貸 倒 引 当 金	△7,477	そ の 他 利 益 剰 余 金	△616,856
資 產 合 計	2,371,960	繰 越 利 益 剰 余 金	△616,856
		自 己 株 式	△599,998
		純 資 產 合 計	1,202,759
		負債純資産合計	2,371,960

損 益 計 算 書(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,516,780
売 上 原 価	445,406
売 上 総 利 益	1,071,373
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,104,266
營 業 損 失 (△)	△32,892
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,129
受 取 配 当 金	58
補 助 金 収 入	755
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,405
そ の 他	278
營 業 外 費 用	5,626
支 払 利 息	10,707
株 式 交 付 費	26,594
公 開 買 付 関 連 費 用	23,900
支 払 手 数 料	1,200
そ の 他	2,863
經 常 損 失 (△)	△92,531
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	531
受 取 保 険 金	3,100
特 別 損 失	3,632
減 損 損 失	522,992
情 報 セ キ ユ リ テ ィ 対 策 費	5,483
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	528,476
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,290
法 人 税 等 調 整 額	15,617
当 期 純 損 失 (△)	17,907
	△635,282

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

(2) 当社の今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3) 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとしておりますが、当社の親会社であるAIフュージョンキャピタルグループ株式会社と事業年度を一致させ、グループ全体として経営管理等における効率的な業務運営を推進するため、決算期（事業年度の末日）を3月31日に変更するものであります。

なお、事業年度の変更に伴い、第30期事業年度は、2025年1月1日から2026年3月31日までの15か月間となります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

(4) その他文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

株主総会参考書類

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~21. (条文省略) (新設) (新設) <u>22. 前各号に附帯する一切の業務 (機関)</u> 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> (新設) 4. 会計監査人 (定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 (員数) 第17条 当会社の取締役は7名以内とする。 (新設) (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~21. (現行どおり) <u>22. 人才育成のための教育、研修、コンサルティング業務</u> <u>23. DX (デジタルトランスフォームーション) ツールを活用した販売促進プラットフォームの構築、コンサルティング及び営業支援</u> <u>24. 前各号に附帯する一切の業務 (機関)</u> 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) (削除) <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人 (定時株主総会の基準日)</u> 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 (員数) 第17条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は7名以内とする。 <u>② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第24条 (条文省略) (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会規程) 第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は5名以内とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除)

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
(監査役会規程) <u>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(報酬等) <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠したことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(削除)

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第28条</u> 監査等委員会の招集通知は、会 <u>日の3日前までに各監査等委員に対し</u> <u>て発する。ただし、緊急の必要がある</u> <u>ときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、</u> <u>招集の手続きを経ないで監査等委員会</u> <u>を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第29条</u> 監査等委員会の決議は、議決に <u>加わることができる監査等委員の過半</u> <u>数が出席し、出席した監査等委員の過</u> <u>半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第30条</u> 監査等委員会に関する事項は、 <u>法令又は本定款に定めるもののほか、</u> <u>監査等委員会において定める監査等委</u> <u>員会規程による。</u></p>
(新設)	<p><u>(事業年度)</u> <u>第35条</u> 当会社の事業年度は、毎年<u>1月</u> <u>1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第36条</u> (条文省略)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第37条</u> 当会社の期末配当の基準日は、 <u>毎年12月31日とする。</u></p> <p>② 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u> <u>月30日とする。</u></p> <p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の 配当をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第38条</u> (条文省略)</p>
(事業年度)	<p><u>(事業年度)</u> <u>第31条</u> 当会社の事業年度は、毎年<u>4月</u> <u>1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第33条</u> 当会社の期末配当の基準日は、 <u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>② 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u> <u>月30日とする。</u></p> <p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の 配当をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第34条</u> (現行どおり)</p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 定款第11条（招集）第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当会社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当会社は、第29期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお第29期定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第12条（定時株主総会の基準日）の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</u></p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
	(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する 経過措置) (新設)
	第3条 第19条（任期）の規定にかかる わらず、2025年3月24日開催の第29期 定時株主総会において選任された取 締役（監査等委員である取締役を除 く。）の任期は、第30期事業年度に関 する定時株主総会の終結の時までとす る。なお、本附則は、第30期事業年度 に関する定時株主総会の終結後、これ を削除する。
	(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関 する経過措置) (新設)
	第4条 2025年3月24日開催の第29期 定時株主総会において別段の決議がな いことにより再任されたものとみなさ れた会計監査人の任期は、第30期事業 年度に関する定時株主総会の終結の時 までとする。なお、本附則は、第30期 事業年度に関する定時株主総会の終結 後、これを削除する。
	(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年 度に関する経過措置) (新設)
	第5条 第31条（事業年度）の規定に かかるわらず、2025年1月1日から始ま る第30期事業年度は、2026年3月31 日までの15か月間とする。なお、本附 則は、第30期事業年度に関する定時株 主総会の終結後、これを削除する。

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
	(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の配当の基準日に関する経過措置)
(新設)	<p><u>第6条 第33条（剰余金の配当の基準日）</u>の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度の期末配当の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> <p>② <u>第33条（剰余金の配当の基準日）</u>の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度の中間配当の基準日は、2025年9月30日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	澤田 大輔 (1976年4月6日生) 新任	<p>1996年12月 個人事業主として開業</p> <p>2018年1月 株式会社DSG1 代表取締役（現任）</p> <p>2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社）取締役会長</p> <p>2023年11月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社）代表取締役会長 兼 社長（現任）</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2025年1月 ReYuu Japan株式会社 取締役会長（現任）</p>	-

<取締役候補者とした理由>

澤田大輔氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識に加え、ファンド運営会社の経営者として投資戦略や資本効率向上に関する深い知見、出資先企業の経営改善に関する豊富な経験を有しております。これらの知見や経験を活かし、当社の持続的発展に寄与し、さらなる価値創出に貢献いただける適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、同氏は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	平野井 順一 (1976年1月9日生) 再任	<p>1998年4月 若築建設株式会社 入社</p> <p>2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス グループ 業務推進室長</p> <p>2018年6月 同社 取締役</p> <p>2018年10月 同社 代表取締役社長</p> <p>2019年6月 当社入社 経理・財務部部長</p> <p>2019年7月 当社 執行役員CFO 兼 経理・財務部部長</p> <p>株式会社Showcase Capital 執行役員CFO</p> <p>2021年3月 当社 取締役CFO兼コーポレート本部担当役員</p> <p>2022年4月 株式会社Showcase Capital 代表取締役（現任）</p> <p>2022年7月 日本テレホン株式会社（現ReYuu Japan株式会社）取締役CFO</p> <p>2024年1月 当社 代表取締役社長（現任） 日本テレホン株式会社（現ReYuu Japan株式会社）代表取締役会長</p> <p>2025年1月 ReYuu Japan株式会社 取締役（現任）</p>	-
<p>＜取締役候補者とした理由＞</p> <p>平野井順一氏は、建設、アパレル、バイオ、ITなど幅広い業界でCFO、代表取締役の要職を歴任し豊富な経験と実績を有しております。当社CFO就任後は、当社の財務戦略を統括し、当社の持続的成長に多大なる貢献をしております。現在は、当社の代表取締役社長及び連結子会社であるReYuu Japan株式会社の取締役として、当社グループの企業価値向上に貢献しております。今後も強いリーダーシップにより当社グループ全体を牽引し、持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠な人材であり、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	キム カズヒサ 金 一寿 (1977年1月2日生) 新任	<p>2005年12月 有限責任あづさ監査法人 入所</p> <p>2012年4月 金一寿公認会計士事務所および金一寿税理士事務所 代表(現任)</p> <p>2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社(現 ミライドア株式会社) 社外取締役</p> <p>2024年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社(現 ミライドア株式会社) 常務取締役(現任)</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 常務取締役(現任)</p> <p>2025年1月 ReYuu Japan株式会社 取締役(現任)</p>	-
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>金一寿氏は、監査法人で培った公認会計士としての幅広い見識に加え、公認会計士事務所および税理士事務所の代表として企業の会計や財務に関する多岐にわたる経験を有しております。その専門的知見から当社の経営全般について貢献いただける適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、同氏は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の常務取締役として経営に携わり、企業価値の向上に貢献されております。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所す 当社 の 株式 数
4	マツモト コウイチ 松本 高一 (1980年3月26日生) 新任	<p>2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社</p> <p>2006年1月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社</p> <p>2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社</p> <p>2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社</p> <p>2017年8月 株式会社アンビグラム 代表取締役（現任）</p> <p>2017年9月 株式会社ラバブルマーケティング グループ 社外取締役（現任）</p> <p>2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役（現任）</p> <p>2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社揚羽 社外監査役（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社Blue Meme 社外監査役（現任）</p> <p>2024年10月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社）監査役（現任）</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	-
<取締役候補者とした理由>			
松本高一氏は、スタートアップ上場プロセスに関する専門的知見に加え、コーポレートガバナンスや内部統制システムに関する豊富な見識を有しております。これらの知見や経験を活かし、当社の経営全般について貢献いただける適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、同氏は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）として取締役会に提言をされるとともに適切な監督及び経営の健全性確保に貢献されております。			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ウガワ タロウ 鵜川 太郎 (1976年1月14日生) 新任	2008年11月 株式会社コムニコ 取締役 2010年7月 株式会社オルトプラス 取締役 2014年8月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役（現任） 2015年1月 ALT PLUS VIETNAM Co., Ltd. President 2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役 2023年4月 株式会社プレイシンク 取締役 2024年4月 株式会社リルーデンス 代表取締役（現任） 2024年5月 株式会社ABAL 社外取締役（現任）	—
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 鵜川太郎氏は、インターネットコンテンツ事業、SNSマーケティング事業等、数多くのIT関連ベンチャー企業の取締役を歴任しております。また上場企業のゲーム開発会社では事業担当役員を務めていたことから、ITの事業全般に関する豊富な見識を有しております。これらの知見や経験を活かし、当社の経営全般について貢献いただける適切な人材と判断したため、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鵜川太郎氏は社外取締役候補者です。なお、当社は本議案が原案どおり承認可決され鵜川太郎氏が就任した場合、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 鵜川太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定でございます。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	久保 隆 (1954年11月7日生) 新任	<p>1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録 森田宏法律事務所（現 天満 総合法律事務所）入所</p> <p>1994年1月 同事務所 パートナー（現 任）</p> <p>2023年6月 フューチャーベンチャーキヤ ピタル株式会社（現 ミライ ドア株式会社） 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグ ループ株式会社 社外取締役 (現任)</p>	-
<監査等委員である取締役候補とした理由>			
久保隆氏は、弁護士として、コーポレートガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、法務、コンプライアンス、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、当社の適切な監査及び経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の社外取締役として取締役会に提言をされるとともに適切な監督及び経営の健全性確保に貢献されております。			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	カキヌマ ユウイチ 柿沼 佑一 (1977年11月16日生) 新任	2005年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2007年1月 埼玉弁護士会弁護士登録 高篠法律事務所（現 高篠・柿沼法律事務所）入所 2010年10月 同事務所 パートナー（現任） 2015年6月 株式会社ツツミ 社外取締役 2017年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年3月 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	—

＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞

柿沼佑一氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、幅広く弁護士として活躍されており、その専門的見地から企業法務及びコンプライアンスの多面的なアドバイスをいただけるのみならず、個人投資家として長年の投資経験を有していることから株主視点でのコーポレートガバナンスを実現するにふさわしい人物であると考えており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ナカハラ ヒロユキ 中原 裕幸 (1952年12月15日生) 新任	1977年4月 富士ゼロックス株式会社（現 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社）入社 2002年4月 同社 インターネットセキュリティサービスbeat事業部長 2008年2月 サイボウズ株式会社 パートナーザイボウズ株式会社 営業本部長 2009年2月 同社 執行役員カスタマー本部長、営業本部長 2015年1月 同社 常務執行役員 営業本部長 2016年6月 株式会社FN代表取締役社長（現任） 2023年3月 当社 社外取締役（現任）	—

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

中原裕幸氏は、ソフトウェア販売、営業組織の構築等において豊富な経験と実績を有しております。特にパートナー戦略の立案から開拓等において既に実績があり、今後も当社の事業推進や客観的視点での経営助言・提言の役割も期待できるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柿沼佑一氏、中原裕幸氏は監査等委員である社外取締役候補者です。なお、中原裕幸氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、本総会において選任いただいた後、引き続き独立役員に指定する予定です。また、本議案が原案どおり承認可決され柿沼佑一氏が就任した場合は、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、中原裕幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、改めて同内容の契約を締結する予定であります。また、柿沼佑一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 中原裕幸氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって、2年であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力につきましては就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ハットリ ユミコ 服部 裕美子 (1960年1月28日生)	<p>1980年5月 株式会社日本航空インターナショナル（現 日本航空株式会社）入社</p> <p>1984年4月 同社 国際客室乗務員部アシスタントパーサー</p> <p>2005年4月 文際学園日本外国語専門学校 工アライン科 専任講師</p> <p>2012年12月 株式会社ザ・アール所属 企業研修講師</p> <p>2014年4月 西武文理大学 サービス経営学部 准教授</p> <p>2018年4月 西武文理大学 サービス経営学部 教授（現任） 同学部サービス経営学科 学科長</p>	—

＜補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由＞

服部裕美子氏は、長年航空業界で客室乗務員として携わってこられた経験を活かし、現在は大学教授として、サービス、ホスピタリティ、人材教育を専門に研究をされています。過去に直接会社経営に関与しておりませんが、監査等委員である取締役として求められる高い倫理観、公正公平な判断力に加え、当社の経営に対する適正な監査を実施するのに必要な知識を有しておられるため、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 服部裕美子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 服部裕美子氏は、監査等委員である社外取締役の補欠候補者です。なお、当社は同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 服部裕美子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定でございます。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。服部裕美子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年7月19日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額24,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社における第29期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

また、報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、年額24,000千円以内とさせていただきたく存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、当社の子会社であるReYuu Japan株式会社（以下「ReYuu社」といいます。）の株式の一部を、Seycastle Singapore Pte. Ltd（以下「Seycastle社」といいます。）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、2025年2月28日付けで、Seycastle社との間で株式譲渡契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の実行日は、2025年3月25日を予定しております。

1. 子会社株式の譲渡を行う理由

当社はReYuu社と2022年より資本業務提携契約を締結し、当社の持つSaaS開発能力やDXノウハウと、ReYuu社の持つリユーススマート等のハードの調達能力をかけ合わせて、DXの遅れているリユース業界をアップデートし、より効率的に業務を遂行することで事業成長を達成することを目指していました。提携後は当社のツールをReYuu社のスマート買取時の本人確認で利用したほか、当社がReYuu社のECサイトの構築コンサル等の支援を行った結果、同事業の売上が拡大するなど、シナジー効果が生まれました。

そのような中、Seycastle社よりReYuu社の株式譲渡の打診を受けました。Seycastle社はReYuu社の持つリユーススマート等のハードの調達能力や、市場の成長力を高く評価していることから、ReYuu社の株式を直近の市場価格よりプレミアムが付いた価格で買い取りたいとの意向を受けました。慎重に検討を進める中、当社におけるReYuu社の取得時株価（一株当たり359円）を大幅に上回る価格での提案と、ReYuu社がSeycastle社の持つネットワークを活用することで、海外事業での展開によりシナジーが見込め、海外での売上高や利益の拡大が期待できる可能性があるとの結論に至りました。

以上より、当社及びReYuu社の今後の一層の発展を目指すうえで、Seycastle社への株式譲渡が両社にとって望ましいとの結論に至り、ReYuu社の株式の一部をSeycastle社に譲渡することいたしました。なお、本件株式譲渡により譲渡する株式数は、当社が保有するReYuu社株式2,310,000株のうち1,810,000株であり、本件株式譲渡が実行された場合、ReYuu社は当社の子会社ではなくなります。しかしながら2025年1月30日開催のReYuu社の定時株主総会において選任された役員メンバーでの経営体制により運営が行われる見込みであり、また当社との業務提携契約も継続される予定です。

2. 子会社の株式譲渡契約の内容の概要

本契約の内容の概要は以下のとおりであります。なお、概要の作成にあたっては、一般的な条項の記載を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。当社は、本契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2025年3月25日をもって、当社が保有するReYuu社の株式の一部をSeycastle社に譲渡いたします。

株式譲渡契約書

株式会社ショーケース（以下「売主」という。）とSeycastle Singapore Pte. Ltd（以下「買主」という。）は、以下のとおりReYuu Japan株式会社（以下「対象会社」という。）の株式の取得に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 （定義）

<略>

第2章 本株式譲渡

第2条 （本株式の譲渡）

売主は、本契約の規定に従い、売主において会社法第467条第1項第2号の2の株主総会決議がなされることを条件に、2025年3月25日（但し、当事者が別途書面により合意した場合は当該日。以下「クロージング日」という。）をもって、売主が保有する対象会社の普通株式1,810,000株（以下「本株式」という。）を買主に譲り渡し、買主はこれを譲り受ける（以下「本株式譲渡」という。）。

第3条 （譲渡価額）

買主が売主に対して支払う本株式の譲渡の対価の合計額は金1,267,000千円とし、買主は売主に対して一株あたり金700円で計算した金1,267,000千円を支払う（以下「本譲渡価額」という。）。

第4条 （クロージング）

売主及び買主は、クロージング日において、別途合意する時間及び場所で下記事項を同時に履行するものとする（以下「クロージング」という。）。

- (1) 売主は、本契約の定めに従い、売主において会社法第467条第1項第2号の2の株主総会決議がなされることを条件に、買主から本譲渡価額の全額の支払を受けることと引換えに、本株式の全てについて、社債、株式等の振替に関する法律第132条第2項に従い、買主の指定する口座における保有欄に本株式の数の増加の記載又は記録を行うための振替申請（以下「本振替申請」という。）を行う。
- (2) 買主は、本契約の定めに従い、売主が本振替申請を行うことと引換えに、本譲渡価額の全額を売主の指定する口座に振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は買主の負担とする。

第3章 表明及び保証

第5条 (売主及び買主による表明及び保証)

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別紙において時点が明示されている場合には、当該時点）において、別紙5.1に記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別紙において時点が明示されている場合には、当該時点）において、別紙5.2に記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第4章 誓約事項等

第6条 (売主及び買主の誓約事項等)

1. 売主は、本契約締結日以降クロージング日までの間、本契約に基づく自らの義務の不履行、第5条第1項に定める自らの表明及び保証の違反もしくは第7条第1項に定める前提条件が充足されなくなる事由、またはそれらが発生するおそれのある事由その他本株式譲渡に支障を生じる事由もしくは事象が発生したことまたは発生するおそれがあることを認識した場合には、直ちに、買主に対して、書面により、かかる事由の内容及びその原因となる事実や関連事情の内容を通知するものとする。
2. 売主は、本契約締結日以降クロージング日までの間、買主（その役職員及び弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の代理人を含む。）が対象会社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業その他の状況、資産または負債について、本株式譲渡及びその条件の是非を判断するために必要な情報の提供を求めた場合には、自らまたは対象会社をして、適時に当該情報を提供するものとする。

3. 売主は、クロージング日より1年間、直接または間接（自ら又は支配する会社をして行わせることも含む。）を問わず、対象会社の役員及び従業員等（ただし、本契約締結時点において、売主の役員又は従業員を兼務している者を除く。）に対し、自らまたは自らの関連会社その他の第三者の役員、従業員等となることの勧誘をしてはならないものとする。
4. 売主は、クロージング日までに、対象会社をして、クロージング後に買主が指名する者1名を執行役員（待遇等は買主と対象会社が別途協議の上定める。）として受け入れることに同意させるものとし、その旨の書面を取得するものとする。
5. <略>

第5章 前提条件

第7条 (前提条件)

1. 買主は、クロージング日において、下記各号が満たされていることを履行条件として、第4条第(2)号に定める買主の義務を履行するものとする。なお、買主は、その裁量により、以下の各条件の未成就を主張する権利の全部または一部を放棄することができる。ただし、当該権利の全部又は一部の放棄によっても、第8条第1項に基づく売主に対する補償の請求が妨げられるものではない。
 - (1) 第5条第1項に規定する売主の表明及び保証について重大な違反が存しないこと。
 - (2) 売主に、本契約に基づきクロージング日までに履行したまは遵守すべきものとされた義務について重大な違反が存しないこと。
 - (3) 本株式譲渡の実行の差止めを求める内容の訴訟等が係属または存在していないこと。
 - (4) 本契約締結日以降クロージング日までに、対象会社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業その他の状況、資産または負債に大きく影響を与える事由が新たに発生していないこと。
2. 売主は、クロージング日において、下記各号が満たされていることを履行条件として、第4条第(1)号に定める売主の義務を履行するものとする。なお、売主は、その裁量により、以下の各条件の未成就を主張する権利の全部または一部を放棄することができる。ただし、当該権利の全部又は一部の放棄によっても、第8条第2項に基づく買主に対する補償の請求が妨げられるものではない。
 - (1) 第5条第2項に規定する買主の表明及び保証について重大な違反が存しないこと。

- (2) 買主に、本契約に基づきクロージング日までに履行したは遵守すべきものとされた義務について重大な違反が存しないこと。
- (3) 売主が、本株式譲渡に関して、会社法第467条第1項第2号の2の株主総会決議その他法令又は定款その他の社内規程上必要な手続を完了していること。

第6章 補償

第8条 (補償)

- 売主は、本契約に基づく自らの義務の不履行または表明及び保証が真実または正確でなかったことに起因または関連して、買主が、請求、損失または費用（合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を被った場合、クロージング日から1年以内に買主から損害等の具体額とその根拠の通知があった場合に限り、買主に対して、本譲渡価額を上限として、かかる損害等を賠償または補償するものとする。なお、対象会社が被った損害等は、買主が被った損害等とみなす。
- 買主は、本契約に基づく自らの義務の不履行または表明及び保証が真実または正確でなかったことに起因または関連して、売主が損害等を被った場合、売主に対して、かかる損害等を賠償または補償するものとする。
- 前各項に基づき補償を請求する当事者（以下「補償権利者」という。）は、本条に基づく補償請求の対象となる自らの損害等を軽減するための合理的な措置（保険により当該損害等が補填される場合は、当該保険を利用して当該損害等を補填することを含む。）を講じるものとする。補償権利者が当該措置を講じないことにより拡大した損害等については、補償請求をされた当事者は本条に基づく補償義務を負わないものとする。
- 本契約に基づく相手方当事者の表明及び保証の違反又は義務の違反についての救済手段は、(i) 本条第1項及び第2項に基づく補償請求及び(ii) 第9条に基づく本契約の解除に限るものとし、売主及び買主は、(i) 本条に基づく補償請求による場合、又は(ii) 第9条に基づく本契約の解除による場合を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他の法律構成の如何を問わず、相手方当事者の表明及び保証の違反又は義務の違反について、相手方に対して損害賠償、本契約の解除その他の主張又は請求を行うことはできないものとする。

第7章 一般条項

<略>

売主表明保証事項

(1) (存続等)

売主は日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社である。

(2) (授権)

売主は本契約の締結及び履行のために必要な権限及び能力を有している。売主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び定款その他の社内規則上必要となる手続（但し、疑義を避けるために言えば、本契約締結日における本項の表明及び保証においては、本契約締結後に実行されるべき手続を除く。）を適法かつ有効に全て履行している。

(3) (本契約の有効性及び執行可能性)

本契約は、売主により、適法かつ有効に締結されており、売主以外の当事者により締結された時点で、売主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い売主に対して強制執行が可能である。

(4) (違反の不存在)

売主による本契約の締結及び履行は、売主の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等または法令等に違反または抵触せず、また、売主が当事者となっている契約等についての債務不履行事由等を構成しない。

(5) (手続の履践)

売主は、本契約の締結及び履行及び本契約において企図されている取引の実行のために必要とされる許認可等の取得、届出等、及び、その他法令等により本契約締結日またはクロージング日までに履践することが要求される手続を全て法令等の規定に従い履践済みである。

(6) (反社会的勢力)

売主及び対象会社は、反社会的勢力との間で、経済的関係、取引関係、雇用関係、委任関係を問わず一切の関係がなく、かつ商行為、利益の供与または授受その他一切の取引（一時的か継続的かを問わない。）を行っていない。

(7) (設立及び存続等)

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。

株主総会参考書類

(8) (倒産手続の不存在)

売主及び対象会社は、支払の停止、支払不能または債務超過になっておらず、売主及び対象会社に対して倒産手続は開始されておらず、売主もしくは対象会社は自らまたは第三者によりかかる手続開始の申立てもなされておらず、また、それらのおそれもない。

(9) (対象会社の株式等)

対象会社の発行可能株式総数は12,400,000株（いずれも普通株式）である。また、本契約締結日及びクロージング日において、対象会社の発行済株式総数は5,741,500株（いずれも普通株式）であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みで、本株式譲渡の対象となる本株式の全てについて、担保権、譲渡を約する契約等、譲渡を禁止する契約等、請求権、オプション、担保類似の権利その他一切の負担（以下「負担等」という。）が存在しない。売主は、本株式の帰属に関連して第三者から何らの訴訟等またはクレーム等を受けておらず、そのおそれもなく、本契約を除き、売主と第三者との間で、対象会社の株主としての権利（議決権を含む。）や義務に関する契約等は一切存在しない。

(10) (契約)

売り主の知る限り、対象会社がその事業を本契約締結日以前と同様の方法で営むために必要な重要な契約等（以下「重要契約」という。）は、全て適法に締結され、有効に存続しており、当該契約等の当事者に対して法的拘束力を有し、かつ、その条項に従って強制執行可能である。売主の知る限り、重要契約のいずれについても、対象会社の事業に重大な悪影響を及ぼさないものを除き、対象会社及びその他の契約当事者に債務不履行事由等に該当する事由は発生していない。

(11) (計算書類等)

対象会社において作成された計算書類等（会社法第442条第1項に定義する意味を有する。総称して以下「本件計算書類」という。）は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を継続的に適用し、これに従って作成され、本件計算書類の各対象期間及び各期間の末日現在における対象会社の財政状態及び経営成績をそれぞれ重要な点において正確かつ適正に表示している。本件計算書類は、重要な事項に関する虚偽の記載を含まず、記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載を欠いていない。2024年11月1日以降、対象会社は、その事業を通常の業務範囲内で行っており、対象会社の事業、財政状態、経営成績、キャッシュフローまたは将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由もしくは事象は発生していない＜略＞。売主が知る限り、対象会社は、買主に提出された2024年10月31日に終了する事業年度に係る貸借対照表において負債として計上された債務、2024年11月1日以降に通常の業務範囲の過程において生じた債務を除き、債務（偶発債務、潜在債務及び簿外債務を含み、支払期限が到来しているか否かを問わない。）を負担していない。

(12) (資産)

対象会社は、その事業を本契約締結日以前と同様の方法で営むために必要な重要な資産（以下「重要資産」という。）について、適法かつ有効な所有権または使用権を有しており、有効な第三者対抗要件を具備している。売主の知る限り、重要資産については、第三者による差押、仮差押、保全差押、仮処分、保全処分、強制執行または競売等の申立てその他の請求・訴訟等・クレーム等は存在しない。売主の知る限り、重要資産について、第三者に対する譲渡、担保権その他対象会社による重要資産の現行の態様での使用の重大な支障となる事由は存在しない。

(13) (知的財産権等)

売主の知る限り、対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての知的財産権等について、自ら保有するかまたは知的財産権等を利用する第三者に対抗することのできる有効な権利を有しており、第三者の知的財産権等を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレーム等を受けたこともない。

(14) (役職員)

売主の知る限り、対象会社は、その役職員に対する報酬または給与、その他役職員に対して支払うべき金銭等の支払義務を全て履行している。また、売主の知る限り、対象会社には、労働組合は存在しない。売主の知る限り、対象会社は、対象会社の就業規則、労使協定その他その従業員との間の契約等に重要な点で違反していない。

(15) (許認可等)

売主の知る限り、対象会社は、その事業を本契約締結日以前と同様の方法で営むために必要な全ての許認可等及び届出等を適法かつ有効に、完了または取得しきつ維持しており、当該許認可及び届出等が無効となり、取り消され、または更新が拒絶されることとなる事由は存在しない。

(16) (法令遵守)

売主の知る限り、対象会社は、重要な点において法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反していない。売主の知る限り、対象会社に対して司法・行政機関等から業務改善命令その他の行政処分がなされてはいない。

(17) (訴訟等)

売主の知る限り、対象会社を当事者とする訴訟等であって現在係属しているものは存在しない。売主の知る限り、対象会社は、通常の業務の過程で発生する軽微なクレーム等を除き、第三者（従業員を含む。）からクレーム等を受けていない。

(18) (公租公課)

売主の知る限り、対象会社は、所管の税務当局に対して適時に必要な税務申告書その他の書類（添付書類を含む。）を提出しており、その内容は正確かつ適正であり、税務当局によりかかる書類に関する指摘または調整は行われていない。売主の知る限り、対象会社において、支払義務を負う公租公課（社会保険料を含む。以下同じ。）のうち納付期限が到来したものは、適時に全額支払い済みであり、源泉徴収義務を全て適法かつ適時に履行している。売主の知る限り、対象会社と税務当局との間で何ら紛争または見解の相違は生じていない。

(19) (情報の開示)

売主または対象会社が、本契約に関して買主（そのアドバイザーを含む。）に開示した情報は、重要な点で真実かつ正確であり、重要な事実の記載が欠けていることはなく、また重要な点で誤解を生じさせる内容は含まれていない。

(20) (アドバイザリーフィーの支払い義務の不存在)

売主の知る限り、対象会社は、本株式譲渡に関して売主のために行動するアドバイザーについて、フィーその他の支払い義務を負担していない。

別紙5.2

買主表明保証事項

(1) (存続等)

買主は適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社である。

(2) (授権)

買主は、本契約の締結及び履行のために必要な権限及び能力を有している。また、買主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び定款その他の社内規則上必要となる手続（但し、疑義を避けるために言えば、本契約締結日における本項の表明及び保証においては、本契約締結後に実行されるべき手続を除く。）を適法かつ有効に全て履行している。

(3) (本契約の有効性及び執行可能性)

本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、買主以外の当事者により締結された時点で、買主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い買主に対して強制執行が可能である。

(4) (違反の不存在)

買主による本契約の締結及び履行は、買主の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等または法令等に違反または抵触せず、また買主が当事者となっている契約等についての債務不履行事由等を構成しない。

(5) (手続の履践)

買主は、本契約の締結及び履行及び本契約において企図されている取引の実行のために必要とされる許認可等の取得、届出等、及び、その他法令等により本契約締結日またはクロージング日までに履践することが要求される手続を全て法令等の規定に従い履践済みである。

(6) (反社会的勢力)

買主は、反社会的勢力との間で、経済的関係、取引関係、雇用関係、委任関係を問わず一切の関係がなく、かつ商行為、利益の供与または授受その他一切の取引（一時的か継続的かを問わない。）を行っていない。

株主総会参考書類

3. 子会社株式の譲渡に係る契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本契約に従い、第2章 本株式譲渡に記載の第3条（譲渡価額）に定めた譲渡価格で譲渡いたします。

当社は、ReYuu社の事業、財務の状況ならびに今後の見通し及び、当社とSeycastle社との間で協議、交渉を重ねた上、本件株式譲渡価格の条件にて合意に至っていることを総合的に勘案し、本件株式譲渡により当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

4. 子会社株式譲渡先の概要

(1) 名称	Seycastle Singapore Pte. Ltd
(2) 代表者	Tang Koon Heng
(3) 住所	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square Singapore 409051
(当社と当該会社との間の関係)	資本関係、人的関係、取引関係のすべて該当事項はありません。

株主総会参考書類

(ご参考) 本議案の承認が得られた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

- ・スキルの位置付け：候補者に特に議論への貢献を期待する領域
- ・スキルのマッピング方法：経営会議で検討を行い取締役会で審議・決定

取締役会全体として備えるべきスキル

当社のスキルマトリックスは、コアバリュー「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」とビジネスコンセプトである「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」の実現を目指し、「事業報告(3)対処すべき課題」で掲げた各課題の解決のために当社の取締役が持つべき知見・経験より各スキル項目を次のとおり一覧化し、保有するスキルのバランスに配慮しながら取締役の構成・規模を決定しております。

企業経営/経営戦略	上場企業における経営全般の責任者として、全社的・中長期的な視点に立ち、意思決定を行うとともに、様々な社会課題の解決を機会とし、当社のコアバリューである「おもてなしテクノロジー」を提供し、持続的な成長を実現するためのスキル
営業/マーケティング	特に経営戦略および業績に大きくインパクトを与える、マーケティングや販売についての戦略立案とモニタリングおよび具体的なマーケティング・商品開発・販売活動の実施にかかるスキル
IT/DX	企業活動において巨大化・複雑化する情報システムを適正な投資規模で運営するとともに、情報セキュリティを始めとするリスク対応、更には近年のDX等についての企画・実行を行いうるスキル
会計/財務/経理	事業の成長性と収益性及び高い資本効率の実現を目指し、制度面・内部管理面双方の視点から、会計・税務という切り口で把握・対応（監査法人・税務調査対応を含む）しつつ、適時適切な開示と透明性の高いガバナンスを実践するスキル
人事/労務/人材開発	企業内において人事制度の立案・運用を担うとともに、構成かつ適切な組織の維持を担うとともに、特に、役員・経営幹部に対する昇格や報酬に関する適正な仕組みの構築と運用を担うためのスキル
ガバナンス/法務/RM	国内外で複雑化する法制度・各種規制、会社法およびコーポレートガバナンスコードの趣旨を理解し、リスクを抽出し適切な対処行動を行う、さらには法令遵守の観点に立ち、企業活動全体に対して啓蒙活動と仕組みの構築を行いうるスキル
アライアンス/パートナーシップ	企業活動において、資本業務提携や業務提携などのアライアンス戦略の立案、代理店開拓・渉外・マネジメントなどのパートナーシップを構築・運用するスキル

各取締役が有するスキル（スキルマトリックス）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役及び各監査等委員の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営/ 経営戦略	営業/マーケティング	IT/DX	財務/経理	人事/労務/ 人材開発	ガバナンス/ 法務/RM	アライアンス/ パートナーシップ
澤田 大輔	代表取締役会長	○	○	○			○	
平野井 順一	代表取締役社長	○			○	○	○	○
金一寿	取締役	○			○		○	
松本 高一	取締役	○					○	○
鶴川 太郎	社外取締役	○	○	○				
久保 隆	監査等委員	○					○	
柿沼 佑一	社外監査等委員						○	○
中原 裕幸	社外監査等委員	○	○	○				○

※上記は、特に期待するスキルを示したものであり、すべてのスキルを表したものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C



交通のご案内： 地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通（西改札）

※ベルサール六本木とは異なる建物です。
ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車での
ご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。